

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年2月1日

【会社名】 ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド
(ABN 12 004 044 937)
(National Australia Bank Limited)
(ABN 12 004 044 937)

【代表者の役職氏名】 財務・戦略担当グループ業務執行役員
クレイグ・ドラモンド
(Craig Drummond, Group Executive, Finance and Strategy)

【本店の所在の場所】 オーストラリア連邦 ビクトリア州 3008 ドックランズ
パークストリート 800 1階
(Level 1, 800 Bourke Street, Docklands, Victoria, 3008,
Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 梅 津 立

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 中 村 慎 二
弁護士 栗 田 聡
弁護士 河 野 慶 太
弁護士 寺 尾 裕 真

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 (03)6888-1000

【縦覧に供する場所】 ナショナル・オーストラリア・バンク・リミテッド東京支店
(東京都中央区日本橋室町二丁目2番1号
室町東三井ビルディング18階)

(注)別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ポンド」は、英国の法定通貨であるスターリング・ポンドを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、1ポンド=169.52円の換算率(2016年1月27日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信物売買相場(仲値))により換算されている。

また、文脈上別段の解釈がなされる場合を除き、本書中の「当社」はナショナル・オーストラリア・バンクを指す。

1 【提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づき当社の特定子会社の異動を報告するため、本臨時報告書を提出するものである。

当社の取締役会は、2015年11月27日付で、CYBGグループ(英国ベースの銀行グループで、当社の完全子会社であるCYBG PLC及びその子会社から構成される。)に関し、CYBG PLCの普通株式(「CYBG株式」)の75%を当社の株主に割り当てることにより、CYBGグループに対する投資を清算することを正式に決定した。この分割はスキーム・オブ・アレンジメント(scheme of arrangement)及び減資の手法により行われ、その結果CYBG株式の約75%が当社の株主に対して、あるいは当社の株主の利益のために分配されることとなる(以下この手続を「会社分割」(Demerger)という)。当該スキーム・オブ・アレンジメントに基づくCYBG証券((i)CYBG株式又は(ii)CHESS預託持分の形式によるCYBG株式に対する実質持分のいずれかをいう)の分配に充てることによる資本の減少の結果、当社の株主資本は減少することとなる。当社の株主は、スキーム基準日(2016年2月5日を予定している)時点で保有する当社の株式4株に対してCYBG証券1単位の割当てを受ける資格を有する。

残りのCYBG株式は機関投資家向け売出しに基づき当社によって処分される。しかし、会社分割は機関投資家向け売出しの完遂を条件としていない。機関投資家向け売出しの全部又は一部が完遂しない場合、当社は会社分割の直後の時点で発行済みのCYBG株式を最大で25%保有することとなる(この場合、当社は、合意済みの一定のロック・アップの取決めに従うことを条件に、市況及び当社が実現可能な価格を考慮したうえで、会社分割後可及的速やかに当該保有株式を売却する予定である)。

会社分割の完了により、CYBG PLCの完全子会社であり当社の特定子会社であるクライズデール・バンク・ピーエルシーが特定子会社でなくなることとなる。

2 【報告内容】

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	クライズデール・バンク・ピーエルシー (Clydesdale Bank PLC)
住所	英国 グラスゴー市 G1 2HL セント・ヴィンセント・ブレース30 (30 St Vincent Place Glasgow, G1 2HL, United Kingdom)
代表者の氏名	最高経営責任者 デイビッド・ダフイー (David Duffy, Chief Executive Officer)
資本金	2,812百万ポンド(2015年9月30日現在) (約4,767億円)
事業の内容	リテール・商業銀行

(2) 当該異動の前後における提出会社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前(2015年9月30日現在)	2,811,538,864	100%
異動後(2016年2月8日現在)	0	0%

(注) 当社はクライズデール・バンク・ピーエルシーの議決権を、CYBG PLC(会社分割前において当社の完全子会社)を通して間接的に保有している。機関投資家向け売出しの全部又は一部が進展しない場合、当社は会社分割の直後の時点で発行済みのCYBG株式を最大で25%保有することとなる。上記「1 提出理由」参照。

(3) 当該異動の理由及びその年月日

() 異動の理由:

当社の取締役は、増加する複雑性と規制及び事業環境の違いを踏まえると、リテール及び中小企業向け銀行業を複数の地域で営むことの利点が限定的かつ達成困難になりつつあると考えている。

CYBGグループは、当社の中核的なオーストラリア及びニュージーランドのフランチャイズとは異なる地域、マクロ経済環境、経済及び規制上の枠組みの中で事業を営んでいる。当社の中核的事业とCYBGグループの事業はますます別個に営まれるようになっており、異なる銀行商品、マーケティング及びブランディング、インフラ並びに運営上の機能を有するようになってきた。そのため、当社の中核的なオーストラリア及びニュージーランドのフランチャイズとCYBGグループの事業とのシナジーの程度が限定的となり、CYBGグループの事業が当社の取締役会及び経営資源に占める割合がバランスを欠くこととなった。

これらの理由から、当社の取締役は、会社分割によって当社の経営のリスク及び複雑性が減少し、その結果当社への投資に係る投資家のリスクも減少すると考えている。

() 異動の年月日：
2016年2月8日

以 上